

平成26年 2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成26年 2月20日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成26年2月20日(木)午後4時00分
3. 閉会日時 平成26年2月20日(木)午後4時50分
4. 出席委員(14名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	11番 新山 秀男 委員
12番 岡田 寛視 委員	13番 小林 勲 委員
14番 高館 孝 委員	15番 金 淵 盛一 委員
5. 欠席委員(0名)
6. 会議に付した案件  
町議案  
報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第26号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第27号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について  
報告第28号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について  
議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第27号 六戸町農用地利用集積計画(案)について  
議案第28号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について  
議案第24号 競(公)売買受適格者の証明について
7. 会議録署名委員  
12番 岡田 寛視 委員      13番 小林 勲 委員
8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局 長 山本 晃広      事務局 次長 佐藤 一也  
事務局 主事 円子 和史
9. 書 記  
事務局 主事 円子 和史

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成26年2月7日告示招集いたしました平成26年2月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。  
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成26年2月7日告示招集されました平成26年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、ありません。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
12番 岡田寛視 委員 13番 小林勲 委員を指名します。  
参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第26号において9番四木俊一委員と私が該当しますので第18号議案審議の前に退席することになります。また、議案第28号において10番新山秀男委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。なお、議案第26号については古里職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第24号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
議案3ページになります。今回は1件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。取得した土地の表記は別紙のとおりになります。以上が報告第24号の説明になります。

議長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第24号を報告済みといたします。

議長 次に、報告第25号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
議案5頁 今回は1件ですべて合意解約によるものです。  
以上が報告第25号の説明となります。

議長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、以上で報告第25号を報告済みといたします。

議長 次に、報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第26号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
議案7頁 8番登記地目は畑、現況地目は山林、農振農用地外と回答したのになります。  
以上で報告第26号の説明となります。

議長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、以上で報告第26号を報告済みといたします。

議長 次に、報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第27号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について」ご説明いたします。  
農業委員会に関する法律施行令第3条第2項の規程による、別紙六戸町農業委員会委員  
選挙人名簿登載申請書を受理し、意見を付して六戸町選挙管理委員会に提出したので報  
告するものです。  
9頁の集計表のとおりの名簿登載となりました。  
以上で報告第27号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第27号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第28号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第28号「競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」ご説明  
いたします。  
最高価買受申出人となった競(公)売買受適格者からの農地法第3条第1項の規程に基づ  
く許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものです。  
11頁になります。先月、総会にて買受適格者として認められた方が買受人となりまし  
た。  
以上で報告第28号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第28号を報告済みといたします。

議 長 つづいて、議案第26号を上程する前に9番四木俊一委員と私は、会議規則第11条に  
抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。

職務代理 議案第26号については、私が議長を務めますのでよろしく申し上げます。  
議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、

審議を求めるものであります。

議案13頁 53番売買による所有権移転になります。54番・55番は使用貸借になります。56番は贈与になります。57番・58番・59番は賃貸借になります。60番は有償での所有移転となります。62番は賃貸借となります。63番贈与の無償移転になります。

以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第26号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

12番 岡田委員 現地調査は、私他3名で農地法第3条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第26号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第26号は原案のとおり承認することに決定いたしました。議案第26号の審議が終了しましたので、四木委員及び金淵会長の入室を求めます。  
議案第27号の審議から金淵会長へ議長を交代します。

議 長 つづいて、議案第27号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第27号「六戸町農地利用集積計画（案）について」農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したもので、六戸町町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。

議案15頁 18番再設定で利用権の種類は賃貸借権、19番再設定で利用権の種類は賃貸借権、20番再設定で利用権の種類は賃貸借権、21番再設定で利用権の種類は賃貸借権、22番再設定で利用権の種類は賃貸借権になります。農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。以上で、議案第27号の説明といたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第 27 号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第 27 号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第 28 号を上程する前に 10 番新山秀男委員の退席を求めます。  
議案第 28 号を上程致します。事務局から提案理由の説明をいたします。

- 事務局長 議案第 28 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）  
について」ご説明いたします。  
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第  
1 項の規程の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求  
める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追  
加し承認するものとする。  
議案 22 頁 名簿のとおりになります。  
以上、議案第 28 号の説明といたします。

- 議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第 28 号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第 28 号は原案のとおり証明することに決定いたしま  
した。

議 長 つづいて、議案第 29 号を上程致します。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第 29 号「競(公)売買受適格者の証明について」ご説明いたします。  
農地法第 3 条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものであります。  
なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第 3 条第 1 項の規程に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。  
議案 24 頁 2 番申請地は別紙のとおりになります。  
以上で議案第 29 号の説明といたします。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第 29 号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成 26 年 2 月 6 日 六戸町農業委員会総会を閉会致します。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後 4 時 50 分 】